

Ⅵ その他

１．税務証明の状況

（１）発行数

年 度 区 分	２１		２２		２３		２４		２５	
	件 数	前 年 比 %	件 数	前 年 比 %	件 数	前 年 比 %	件 数	前 年 比 %	件 数	前 年 比 %
納税証明	2,525	92.5	2,142	84.8	2,536	118.4	2,004	79.0	2,524	125.9
課税証明	1,437	86.3	2,167	150.8	2,383	110.0	6,365	267.1	7,338	115.3
所得証明	17,373	103.2	18,133	104.4	16,369	90.3	12,807	78.2	12,954	101.1
資産証明	5,366	98.2	5,136	95.7	4,810	93.7	4,620	96.0	4,514	97.7
課税台帳 閲覧	706	91.9	659	93.3	814	123.5	788	96.8	811	102.9
そ の 他	1,755	79.4	2,166	123.4	1,393	64.3	1,283	92.1	1,268	98.8
合 計	29,162	98.3	30,403	104.3	28,305	93.1	27,867	98.5	29,409	105.5

注：手数料無料扱の分を含む

（２）手 数 料

年 度 区 分	２１		２２		２３		２４		２５	
	金 額 円	前 年 比 %	金 額 円	前 年 比 %	金 額 円	前 年 比 %	金 額 円	前 年 比 %	金 額 円	前 年 比 %
納税証明	757,200	92.7	640,500	84.6	760,500	118.7	601,200	79.1	756,900	125.9
課税証明	430,800	86.3	649,800	150.8	714,000	109.9	1,882,800	263.7	2,157,000	114.6
所得証明	5,085,000	102.5	5,322,000	104.7	4,788,600	90.0	3,735,000	78.0	3,764,400	100.8
資産証明	1,599,300	98.1	1,531,500	95.8	1,433,400	93.6	1,374,600	95.9	1,342,500	97.7
課税台帳 閲覧	211,800	92.3	197,700	93.3	243,900	123.4	236,100	96.8	243,000	102.9
そ の 他	894,400	86.7	1,018,600	113.9	778,500	76.4	701,200	90.1	795,800	113.5
合 計	8,978,500	97.9	9,360,100	104.3	8,718,900	93.1	8,530,900	97.8	9,059,600	106.2

２．県 民 税 徴 収 委 託 金

年 度		2 1	2 2	2 3	2 4	2 5
区 分						
納税通知書枚数 に対するもの	基 数（件）	109	67	4	0	0
	60円 委託金（円）	6,540	4,020	240	0	0
徴収金払込額に に対するもの	基 数（円）	4,830,354	1,985,668	1,480,851	1,199,985	685,813
	7% 委託金（円）	338,123	138,995	103,658	83,996	48,005
過誤納金還付額 に対するもの	基 数（円）	8,801,800	7,521,800	9,100,300	9,716,500	11,732,000
	按分率 委託金（円）	3,419,753	3,153,829	3,958,080	3,875,143	4,667,002
還付加算金に に対するもの	基 数（円）	307,800	355,800	387,400	482,600	525,700
	按分率 委託金（円）	111,701	137,338	154,066	193,119	209,123
納税義務者数に に対するもの	基 数（人）	51,818	50,112	49,174	49,114	49,092
	一人当たりの額 委託金（円）	180,305,900	165,329,000	151,287,100	147,322,800	147,233,000
配当割、譲渡割 還付額に対する もの	基 数（円）	307,897	911,628	1,224,336	4,587	1,576,298
	基数 委託金（円）	307,897	911,628	1,224,336	4,587	1,576,298
合 計	委託金（円）	184,489,914	169,674,810	156,727,480	151,479,645	153,733,428
前 年 比	（％）	74.0	92.0	92.4	96.7	101.5

年 度	2 1	2 2	2 3	2 4	2 5
特 定 按 分 率 ％	39.78	39.77	39.77	39.78	39.78
確 定 按 分 率 ％	39.778929492	39.770194814	39.773358878	39.783500918	39.782088347
平成19年度按分率 ％	29.947638355	29.947638355	29.947638355	—	—
納税義務者一人当たりの額 円	3,300	3,300	3,000	3,000	3,000
【森林環境税分】 納税義務者数 に対するもの	一人当たりの額 （円）	15	—	—	—
	基 数（人）	51,363	—	—	—
	委託金（円）	770,445	—	—	—

※平成20、21年度の2か年の経過措置。

3. 市税の基礎等一覧表(税率表別添)

(平成26年度分)

税目	賦課期日	種 類	納 税 義 務 者	課 税 標 準	申告期限	納 期
市民税	1月1日	均 等 割 個 人 所 得 割	・ 1 月 1 日現在市内に住所を有する個人 (均等割と所得割) ・ 1 月 1 日現在市内に事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの (均等割のみ)	前年の所得から諸控除を差し引いた金額 * 諸控除は次ページ以降に掲載	3 月 1 5 日	・ 普通徴収 第 1 期 6月1日から6月30日まで 第 2 期 8月1日から9月1日まで 第 3 期 10月1日から10月31日まで 第 4 期 1月1日から2月2日まで ・ 給与特別徴収 年12回 (6月～5月) ・ 年金特別徴収 年6回 (偶数月)
		均 等 割 法 人 法人税割	・ 市内に事務所又は事業所を有する法人 (均等割と法人税割) ・ 市内に寮等を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しないもの(均等割のみ)	均等割 資本金等の区分による (9段階) 法人税割 法人税額による	事業年度 終了後 2ヶ月以内	申告納付
固定資産税	1月1日	土 地 家 屋 償 却 資 産	当該固定資産の所有者 免税点 土 地 30万円 家 屋 20万円 償却資産 150万円	土地又は家屋 基準年度の価格又は基準年度の価格に比準する価格 償却資産 賦課期日における当該償却資産の価格	償却資産 1月31日	・ 普通徴収 第 1 期 5月1日から6月2日まで 第 2 期 7月1日から7月31日まで 第 3 期 12月1日から12月25日まで 第 4 期 2月1日から3月2日まで
軽自動車税	4月1日	原動機付自転車 軽 自 動 車 小型特殊自動車 二輪小型自動車	当該軽自動車等の所有者、又は使用者	当該軽自動車等の所有、又は使用	取得申告 取得後15日以内 廃車申告 廃車後30日以内	・ 普通徴収 5月1日から6月2日まで
市たばこ税		た ば こ 販 売	製造たばこにつき、小売販売者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をする製造たばこの製造者、特定販売業者及び卸売販売業者	市内で売り渡した製造たばこの本数	¥ 翌月末日	申告納付
都市計画税		土 地 ・ 家 屋	当該固定資産の所有者	固定資産 (土地・家屋) の価格 (市街化区域内の固定資産に限定課税)		固定資産税に同じ
入湯税		鉱 泉 浴 場 へ の入湯	市内の鉱泉浴場 (温泉利用施設) における入湯客	市内の鉱泉浴場 (温泉利用施設) における入湯客数	翌月15日	申告納付

○ 所得控除の種類と控除額（平成26年度分）

[illegible]

4. 大牟田市税率表

年 度				42	43	44	45	46
税 目								
市 民 税	個 人	均等割	県	100円	100	100	100	100
			市	400円	400	400	400	400
		所得割	県	標準税率	同左	同左	同左	同左
			市					
	法 人	均 等 割	42. 6. 1以後に終了 する事業年度から 1号4, 000円 2号2, 000円	同左	同左	同左	同左	
		税 割	標準 税率	$\frac{10.7}{100}$	$\frac{10.7}{100}$	$\frac{10.7}{100}$	$\frac{10.7}{100}$	$\frac{10.7}{100}$
	$\frac{8.9}{100}$			$\frac{8.9}{100}$	$\frac{8.9}{100}$	$\frac{9.1}{100}$	$\frac{9.1}{100}$	
	固 定 資 産 税				$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$
				$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$
軽 自 動 車 税	原 付	5 0 C C	500円	月割廃止 500	500	500	500	
		9 0 C C	800	〃 800	800	800	800	
		1 2 5 C C	1, 000	〃 1, 000	1, 000	1, 000	1, 000	
	軽 自 動 車	二 輪	1, 500	1, 500	1, 500	1, 500	1, 500	
		三 輪	2, 000	2, 000	2, 000	2, 000	2, 000	
		四 輪 貨 物 (自)						
		〃 (営)	2, 500	2, 500	2, 500	2, 500	2, 500	
		四 輪 乗 用 (自)						
		〃 (営)	4, 500	4, 500	4, 500	4, 500	4, 500	
	農 耕 作 業 用	1, 000	月割廃止1, 000	1, 000	1, 000	1, 000		
		小 型 特 殊 (そ の 他)	3, 000	3, 000	3, 000	3, 000	3, 000	
		二 輪 の 小 型	2, 500	2, 500	2, 500	2, 500	2, 500	
市 た ば こ 消 費 税				$\frac{18.1}{100}$	$\frac{18.1}{100}$	$\frac{18.1}{100}$	$\frac{18.1}{100}$	$\frac{18.1}{100}$
電 気 ガ ス 税		電気税	$\frac{7}{100}$	$\frac{7}{100}$	$\frac{7}{100}$	$\frac{7}{100}$	$\frac{7}{100}$	
		ガス税						
鉱 産 税				$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$
				$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$
特別土地 保 有 税	土 地 に 対 し て 課 す る も の			-	-	-	-	-
	土地の取得に 対して課するもの			-	-	-	-	-
都 市 計 画 税				-	-	-	-	-

年 度				47	48	49	50	51		
税 目										
市 民 税	個 人	均等割	県	100	100	100	100	300		
			市	400	400	400	400	1, 200		
	法 人	所得割	県	標準税率	同左	同左	同左	同左		
			市		(税法改正)					
税	法 人	均 等 割		1 号4, 000円 2 号2, 000円	同左	同左	同左	51. 4. 1以後に終了 する事業年度から 1 号24, 000円 2 号12, 000円 3 号 7, 200円		
			税 割	<u>10. 7</u> 100	<u>10. 7</u> 100	49. 5. 1以後に終了 する事業年度から	<u>14. 5</u> 100	<u>14. 5</u> 100		
	標準 税率	<u>9. 1</u> 100		<u>9. 1</u> 100	<u>14. 5</u> 100	<u>12. 1</u> 100	<u>12. 1</u> 100			
		固 定 資 産 税	標準 税率		<u>1. 6</u> 100	<u>1. 6</u> 100	<u>1. 6</u> 100	<u>1. 6</u> 100	<u>1. 6</u> 100	
<u>1. 4</u> 100	<u>1. 4</u> 100				<u>1. 4</u> 100	<u>1. 4</u> 100	<u>1. 4</u> 100			
軽 自 動 車 税	原 付				5 0 C C	500	500	500	500	650
					9 0 C C	800	800	800	800	1, 000
		1 2 5 C C	1, 000	1, 000	1, 000	1, 000	1, 300			
	軽 自 動 車	二 輪	1, 500	1, 500	1, 500	1, 500	月割廃止 2, 000			
		三 輪	2, 000	2, 000	2, 000	2, 000	” 2, 600			
		四輪貨物 (自)					3, 300			
		” (営)	2, 500	2, 500	2, 500	2, 500	2, 900			
		四輪乗用 (自)					5, 900			
		” (営)	4, 500	4, 500	4, 500	4, 500	5, 200			
	農 耕 作 業 用	農 耕 作 業 用	1, 000	1, 000	1, 000	1, 000	1, 300			
小型特殊(その他)		3, 000	3, 000	3, 000	3, 000	3, 900				
二 輪 の 小 型		2, 500	2, 500	2, 500	2, 500	3, 300				
市 た ば こ 消 費 税				<u>18. 1</u> 100	<u>18. 1</u> 100	<u>18. 1</u> 100	<u>18. 1</u> 100	<u>18. 1</u> 100		
電 気 ガ ス 税			電気税	<u>7</u> 100	<u>7</u> 100	10月 <u>6</u> より 100	50年 <u>5</u> 1月より 100	<u>5</u> 100	<u>5</u> 100	
			ガス税			10月 <u>3</u> より 100	50年 <u>4</u> 1月より 100	6 月 <u>3</u> より 100	52年 <u>2</u> 1月より 100	
鉱 産 税				<u>1. 1</u> 100	<u>1. 1</u> 100	<u>1. 1</u> 100	<u>1. 1</u> 100	<u>1. 1</u> 100		
				<u>1</u> 100	<u>1</u> 100	<u>1</u> 100	<u>1</u> 100	<u>1</u> 100		
特別土地 保 有 税		土 地 に 対 し て 課 す る も の		-	-	<u>1. 4</u> 100	<u>1. 4</u> 100	<u>1. 4</u> 100		
		土 地 の 取 得 に 対 し て 課 す る も の		-	-	<u>3</u> 100	<u>3</u> 100	<u>3</u> 100		
都 市 計 画 税				-	-	-	-	-		

52	53	54	55	56
300 1,200	300 1,200	300 1,200	500 1,500	500 1,500
同左	同左	同左	同左 (税法改正)	同左
52.4.1以後に終了 する事業年度から 1号80,000円 2号24,000円 3号8,000円	53.4.1以後に終了する 事業年度から 1号800,000円 4号24,000円 2号400,000円 5号8,000円 3号80,000円	同左	同左	同左
$\frac{14.5}{100}$	$\frac{14.5}{100}$	$\frac{14.5}{100}$	$\frac{14.5}{100}$	7月31日 まで $\frac{14.5}{100}$ $\frac{14.7}{100}$
$\frac{12.1}{100}$	$\frac{12.1}{100}$	$\frac{12.1}{100}$	$\frac{12.1}{100}$	8月1日 以降 $\frac{12.1}{100}$ $\frac{12.3}{100}$
$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$
$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$
650	650	700	700	700
1,000	1,000	1,000	1,100	1,100
1,300	1,300	1,300	1,450	1,450
2,000	2,000	2,000	2,200	2,200
2,600	2,600	2,600	2,850	2,850
3,300	3,300	3,300	3,650	月割廃止 3,650
2,900	2,900	2,900	2,900	" 2,900
5,900	5,900	5,900	6,500	" 6,500
5,200	5,200	5,200	5,200	" 5,200
1,300	1,300	1,300	1,450	1,450
3,900	3,900	3,900	4,300	月割廃止 4,300
3,300	3,300	3,300	3,650	" 3,650
$\frac{18.1}{100}$	$\frac{18.1}{100}$	$\frac{18.1}{100}$	$\frac{18.1}{100}$	$\frac{18.1}{100}$
$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$
$\frac{2}{100}$	$\frac{2}{100}$	$\frac{2}{100}$	$\frac{2}{100}$	$\frac{2}{100}$
$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$
$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$
$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$
$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$
-	-	-	$\frac{0.05}{100}$	$\frac{0.1}{100}$
			制 限 税 率 $\frac{0.3}{100}$	$\frac{0.3}{100}$

年 度				57	58	59
税 目						
市 民 税	個 人	均等割	県 市	500 1,500	500 1,500	500 1,500
		所得割	県 市	標準税率	同左	同左
	法 人	均 等 割		1号800,000円 2号400,000円 3号 80,000円 4号 24,000円 5号 8,000円	58.4.1以後に終了する 事業年度から 1号1,200,000円 4号60,000円 2号 700,000円 5号48,000円 3号 160,000円 6号16,000円	59.4.1以後に終了する 事業年度から 1号3,000,000円 4号150,000円 2号1,750,000円 5号120,000円 3号 400,000円 6号 40,000円
		税 割		<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100
	人	割		<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100
		標準				
		税率				
	固 定 資 産 税			<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100
				<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100
軽 自 動 車 税	原 付	50CC		700	700	1,000
		90CC		1,100	1,100	1,200
		125CC		1,450	1,450	1,600
	軽 自 動 車	二 輪		2,200	2,200	2,400
		三 輪		2,850	2,850	3,100
		四輪貨物 (自)		3,650	3,650	4,000
	自 動 車	" (営)		2,900	2,900	3,000
		四輪乗用 (自)		6,500	6,500	7,200
		" (営)		5,200	5,200	5,500
	農 耕 作 業 用			1,450	1,450	1,600
	小型特殊 (その他)			4,300	4,300	4,700
	二 輪 の 小 型			3,650	3,650	4,000
	市 た ば こ 消 費 税			<u>18.1</u> 100	<u>18.1</u> 100	<u>18.1</u> 100
電 気 ガ ス 税	電 気 ガ ス 税	電気税		<u>5</u> 100	<u>5</u> 100	<u>5</u> 100
		ガス税		<u>2</u> 100	<u>2</u> 100	<u>2</u> 100
鉱 産 税				<u>1.1</u> 100	<u>1.1</u> 100	<u>1.1</u> 100
				<u>1</u> 100	<u>1</u> 100	<u>1</u> 100
特別土地 保有税	土地に対して課するもの			<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100
	土地の取得に対して課するもの			<u>3</u> 100	<u>3</u> 100	<u>3</u> 100
都 市 計 画 税				<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100
				<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100

60	61	62	63	元
700円	700	700	700	700
2,000円	2,000	2,000	2,000	2,000
同左	同左	同左	同左	同左
59. 4. 1以後に終了 する事業年度から 1号3,000,000円 2号1,750,000円 3号 400,000円 4号 150,000円 5号 120,000円 6号 40,000円	同左	同左	同左	同左
$\frac{14.7}{100}$	$\frac{14.7}{100}$	$\frac{14.7}{100}$	$\frac{14.7}{100}$	$\frac{14.7}{100}$
$\frac{12.3}{100}$	$\frac{12.3}{100}$	$\frac{12.3}{100}$	$\frac{12.3}{100}$	$\frac{12.3}{100}$
$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$
$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$
1,000円	1,000	1,000	1,000	1,000
1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
3,100	3,100	3,100	3,100	3,100
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
7,200	7,200	7,200	7,200	7,200
5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
4,700	4,700	4,700	4,700	4,700
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
$\frac{18.1}{100}$	従価割 $\frac{14.3}{100}$ 従量割 (4月まで) 5月以降特例 $\frac{350}{1,100}$ $\frac{640}{1,000}$	従価割 $\frac{14.3}{100}$ 従量割 特例 $\frac{640}{1,000}$	従価割 $\frac{14.3}{100}$ 従量割 特例 $\frac{640}{1,000}$	3月まで $\frac{14.3}{100}$ 4月から $\frac{1.997}{1,000}$ 従価割 従量割 従量割 特例 " 旧3級品 $\frac{640}{1,000}$ $\frac{948}{1,000}$
$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	平成元年 4月1日廃止
$\frac{2}{100}$	$\frac{2}{100}$	$\frac{2}{100}$	$\frac{2}{100}$	
$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$
$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$
$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$
$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$
$\frac{0.1}{100}$	$\frac{0.1}{100}$	$\frac{0.1}{100}$	$\frac{0.1}{100}$	$\frac{0.1}{100}$
$\frac{0.3}{100}$	$\frac{0.3}{100}$	$\frac{0.3}{100}$	$\frac{0.3}{100}$	$\frac{0.3}{100}$

税 目 \ 年 度				2	3	4	5	6		
市 民 税	個 人	均等割	県	700	700	700	700	700		
			市	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000		
		所得割	県	標準税率	同左	同左	同左	同左		
			市							
	法 人	均 等 割		1号3,000,000円	同左	59.4.1以後に終了する 事業年度から 1号3,000千円	同左	6.4.1以後に終了する 事業年度から 1号3,000千円 7号130千円		
				2号1,750,000円					2号1,750千円	2号1,750千円 8号120千円
				3号 400,000円					3号 400千円	3号 410千円 9号 50千円
				4号 150,000円					4号 150千円	4号 400千円
				5号 120,000円					5号 120千円	5号 160千円
				6号 40,000円					6号 40千円	6号 150千円
税 割		標準 税率	<u>14.7</u>	<u>14.7</u>	<u>14.7</u>	<u>14.7</u>	<u>14.7</u>			
			100	100	100	100	100			
			<u>12.3</u>	<u>12.3</u>	<u>12.3</u>	<u>12.3</u>	<u>12.3</u>			
			100	100	100	100	100			
固 定 資 産 税				<u>1.6</u>	<u>1.6</u>	<u>1.6</u>	<u>1.6</u>			
				100	100	100	100			
				<u>1.4</u>	<u>1.4</u>	<u>1.4</u>	<u>1.4</u>			
				100	100	100	100			
軽 自 動 車 税	原 付	50CC	1,000	1,000	1,000円	1,000	1,000			
		90CC	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200			
		125CC	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600			
		ミニカー	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500			
	軽 自 動 車	二 輪	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400			
		三 輪	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100			
		四輪貨物（自）	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000			
		〃（営）	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000			
	自 動 車	四輪乗用（自）	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200			
		〃（営）	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500			
		農 耕 作 業 用	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600			
		小型特殊（その他）	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700			
	二 輪 の 小 型			4,000	4,000	4,000	4,000	4,000		
	市 た ば こ 税 ※63年度までは 市たばこ消費税				従量割 <u>1.997</u>	従量割 <u>1.997</u>	従量割 <u>1.997</u>	従量割 <u>1.997</u>	従量割 <u>1.997</u>	
1,000					1,000	1,000	1,000	1,000		
〃 旧3級品 <u>948</u>					〃 旧3級品 <u>948</u>	〃 旧3級品 <u>948</u>	〃 旧3級品 <u>948</u>	〃 旧3級品 <u>948</u>		
1,000					1,000	1,000	1,000	1,000		
鉱 産 税				<u>1.1</u>	<u>1.1</u>	<u>1.1</u>	<u>1.1</u>	<u>1.1</u>		
				100	100	100	100	100		
				<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>		
				100	100	100	100	100		
特別土地 保有税	土地に対して課するもの			<u>1.4</u>	<u>1.4</u>	<u>1.4</u>	<u>1.4</u>	<u>1.4</u>		
	土地の取得に対して課するもの			<u>3</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>3</u>		
都 市 計 画 税				<u>0.1</u>	<u>0.1</u>	<u>0.1</u>	<u>0.1</u>	<u>0.1</u>		
				100	100	100	100	100		
				<u>0.3</u>	<u>0.3</u>	<u>0.3</u>	<u>0.3</u>	<u>0.3</u>		
				100	100	100	100	100		

7	8	9	10	11
700 2,000	1,000 2,500	1,000 2,500	1,000 2,500	1,000 2,500
同左	同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左	同左
$\frac{14.7}{100}$	$\frac{14.7}{100}$	$\frac{14.7}{100}$	$\frac{14.7}{100}$	$\frac{14.7}{100}$
$\frac{12.3}{100}$	$\frac{12.3}{100}$	$\frac{12.3}{100}$	$\frac{12.3}{100}$	$\frac{12.3}{100}$
$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$
$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
3,100	3,100	3,100	3,100	3,100
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
7,200	7,200	7,200	7,200	7,200
5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
4,700	4,700	4,700	4,700	4,700
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
従量割 $\frac{1,997}{1,000}$ " 旧3級品 $\frac{948}{1,000}$	従量割 $\frac{1,997}{1,000}$ " 旧3級品 $\frac{948}{1,000}$	従量割 $\frac{2,434}{1,000}$ " 旧3級品 $\frac{1,155}{1,000}$	従量割 $\frac{2,434}{1,000}$ " 旧3級品 $\frac{1,155}{1,000}$	4月まで $\frac{2,434}{1,000}$ 従量割 1,000 " 旧3級品 $\frac{1,155}{1,000}$ 5月から $\frac{2,668}{1,000}$ 従量割 1,000 " 旧3級品 $\frac{1,266}{1,000}$
$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$	平成10年 4月1日廃止	
$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$		
$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$
$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$
$\frac{0.1}{100}$	$\frac{0.1}{100}$	$\frac{0.1}{100}$	$\frac{0.1}{100}$	$\frac{0.1}{100}$
$\frac{0.3}{100}$	$\frac{0.3}{100}$	$\frac{0.3}{100}$	$\frac{0.3}{100}$	$\frac{0.3}{100}$

税 目 \ 年 度				12	13	14	15	
市 民 税	個 人	均等割	県	1,000	1,000	1,000	1,000	
			市	2,500	2,500	2,500	2,500	
		所得割	県	標準税率	同左	同左	同左	
			市					
	法 人	均 等 割	1号3,000千円 7号130千円 2号1,750千円 8号120千円 3号 410千円 9号 50千円 4号 400千円 5号 160千円 6号 150千円		同左	同左	同左	
	税 割	標準税率	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100		
			<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100		
	固 定 資 産 税				<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100
					<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100
軽 自 動 車 税	原 付	50CC	1,000	1,000	1,000	1,000		
		90CC	1,200	1,200	1,200	1,200		
		125CC	1,600	1,600	1,600	1,600		
		ミニカー	2,500	2,500	2,500	2,500		
	軽 自 動 車	二 輪	2,400	2,400	2,400	2,400		
		三 輪	3,100	3,100	3,100	3,100		
		四輪貨物（自）	4,000	4,000	4,000	4,000		
		〃（営）	3,000	3,000	3,000	3,000		
		四輪乗用（自）	7,200	7,200	7,200	7,200		
		〃（営）	5,500	5,500	5,500	5,500		
	農 耕 作 業 用	1,600	1,600	1,600	1,600			
	小型特殊（その他）	4,700	4,700	4,700	4,700			
	二 輪 の 小 型	4,000	4,000	4,000	4,000			
	市 た ば こ 税				従量割 2,668 1,000 〃 旧3級品 1,266 1,000	従量割 2,668 1,000 〃 旧3級品 1,266 1,000	従量割 2,668 1,000 〃 旧3級品 1,266 1,000	6月まで 2,668 7月から 2,977 従量割 1,000 従量割 1,000 〃 旧3級品 1,266 1,412 1,000 1,000
特別土地保有税	土地に対して課するもの		<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	平成15年度から新たな課税は停止		
	土地の取得に対して課するもの		<u>3</u> 100	<u>3</u> 100	<u>3</u> 100			
都 市 計 画 税				<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	
				<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	
入 湯 税				-	-	-	-	

16	17	18	19	20
1,000 3,000	1,000 3,000	1,000 3,000	1,000 3,000	1,500 3,000
同左	同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左	H20. 4. 1以降に開始する 事業年度から 1号 50千円 6号 400千円 2号 120千円 7号 410千円 3号 130千円 8号 1,750千円 4号 150千円 9号 3,000千円 5号 160千円
<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100
<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100
<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100
<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100
1,000 1,200 1,600 2,500	1,000 1,200 1,600 2,500	1,000 1,200 1,600 2,500	1,000 1,200 1,600 2,500	1,000 1,200 1,600 2,500
2,400 3,100 4,000 3,000 7,200 5,500	2,400 3,100 4,000 3,000 7,200 5,500	2,400 3,100 4,000 3,000 7,200 5,500	2,400 3,100 4,000 3,000 7,200 5,500	2,400 3,100 4,000 3,000 7,200 5,500
1,600 4,700 4,000	1,600 4,700 4,000	1,600 4,700 4,000	1,600 4,700 4,000	1,600 4,700 4,000
従量割 <u>2,977</u> 1,000 " 旧3級品 <u>1,412</u> 1,000	従量割 <u>2,977</u> 1,000 " 旧3級品 <u>1,412</u> 1,000	6月まで <u>2,977</u> 7月から <u>3,298</u> 従量割 1,000 従量割 1,000 " 旧3級品 <u>1,412</u> <u>1,564</u> 1,000 1,000	従量割 <u>3,298</u> 1,000 " 旧3級品 <u>1,564</u> 1,000	従量割 <u>3,298</u> 1,000 " 旧3級品 <u>1,564</u> 1,000
-	-	-	-	-
<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100
<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100
-	-	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70 1人1日につき 150	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70 1人1日につき 150	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70 1人1日につき 150

税 目 \ 年 度				21	22	23
市 民 税	個人	均等割	県	1,500	1,500	1,500
			市	3,000	3,000	3,000
		所得割	県	標準税率	同左	同左
			市			
	法人	均 等 割		H21. 3. 1以降に終了する 事業年度から 1号 50千円 6号 480千円 2号 144千円 7号 492千円 3号 156千円 8号2,100千円 4号 180千円 9号3,600千円 5号 192千円	同左	同左
		税 割		<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100
	標準 税率		<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	
			固 定 資 産 税		<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100
			<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	
	軽 自 動 車 税	原 付	50CC	1,200	1,200	1,200
90CC			1,400	1,400	1,400	
125CC			1,900	1,900	1,900	
ミニカー			3,000	3,000	3,000	
軽 自		二 輪	2,800	2,800	2,800	
		三 輪	3,700	3,700	3,700	
		四輪貨物（自）	4,800	4,800	4,800	
		〃（営）	3,600	3,600	3,600	
		四輪乗用（自）	8,600	8,600	8,600	
		〃（営）	6,600	6,600	6,600	
農 耕 作 業 用		1,900	1,900	1,900		
小型特殊（その他）		5,600	5,600	5,600		
二 輪 の 小 型		4,800	4,800	4,800		
市 た ば こ 税			従量割 3,298 1,000	9月まで 3,298 10月から 4,618 従量割 1,000 従量割 1,000	従量割 4,618 1,000	
			〃 旧3級品 1,564 1,000	〃 旧3級品 〃 旧3級品 1,564 2,190 1,000 1,000	〃 旧3級品 2,190 1,000	
都 市 計 画 税			<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	
			<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	
入 湯 税			宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70	
			標準 税率	1人1日につき 150	1人1日につき 150	1人1日につき 150

24	25	26
1,500 3,000	1,500 3,000	2,000 3,500
同左	同左	同左
同左	同左	同左
<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>9月30日</u> <u>14.7</u> <u>12.1</u> まで 100 100
<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>10月1日</u> <u>12.3</u> <u>9.7</u> 以降 100 100
<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100
<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100
1,000	1,000	1,000
1,200	1,200	1,200
1,600	1,600	1,600
2,500	2,500	2,500
2,400	2,400	2,400
3,100	3,100	3,100
4,000	4,000	4,000
3,000	3,000	3,000
7,200	7,200	7,200
5,500	5,500	5,500
1,600	1,600	1,600
4,700	4,700	4,700
4,000	4,000	4,000
従量割 4,618 1,000	3月まで 4,618 従量割 1,000	従量割 5,262 1,000
旧3級品 2,190 1,000	旧3級品 2,190 1,000	旧3級品 2,495 1,000
<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100
<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100
宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70
1人1日につき 150	1人1日につき 150	1人1日につき 150

○市民税、個人所得割の税率表

３年度 ～ ６年度		７ 年 度 ～ ８ 年 度		９年度 ～ １０年度		１１年度 ～ １８年度		１９年度 ～	
区 分	税 率	区 分	税 率	区 分	税 率	区 分	税 率	区 分	税 率
160万円以下	3/100	200万円以下	3/100	200万円以下	3/100	200万円以下	3/100	一 律	6/100
160万円を超え ～550万円以下	8/100	200万円を超え ～700万円以下	8/100	200万円を超え ～700万円以下	8/100	200万円を超え ～700万円以下	8/100		
550万円を超える 金額	11/100	700万円を超える 金額	11/100	700万円を超える 金額	12/100	700万円を超える 金額	10/100		

○法人市民税均等割の税率表

５３ 年 度 ～ ５７ 年 度			５８ 年 度			５９ 年 度 ～ ５ 年 度			６ 年 度 ～ １９ 年 度		
区 分		税 率 千円	区 分		税 率 千円	区 分		税 率 千円	区 分		税 率 千円
資本金等の金額	従業員数		資本金等の金額	従業員数		資本金等の金額	従業員数		資本金等の金額	従業員数	
(１号) ５０億円超	100人超	800	(１号) 50億円超	50人超	1,200	(１号) 50億円超	50人超	3,000	(１号) 50億円超	50人超	3,000
(２号) １０億円超 ～５０億円以下	100人超	400	(２号) 10億円超 ～50億円以下	50人超	700	(２号) 10億円超 ～50億円以下	50人超	1,750	(２号) 10億円超 ～50億円以下	50人超	1,750
(３号) １０億円超 １億円超 ～１０億円以下	100人以下 100人超	80	(３号) 10億円超 １億円超 ～10億円以下	50人以下 50人超	160	(３号) 10億円超 １億円超 ～10億円以下	50人以下 50人超	400	(３号) 10億円超 (４号) １億円超 ～10億円以下	50人以下 50人超	410 400
(４号) １億円超 ～１０億円以下 １千万円超 ～１億円以下	100人以下 —	24	(４号) １億円超 ～10億円以下 １千万円超 ～１億円以下	50人以下 50人超	60	(４号) １億円超 ～10億円以下 １千万円超 ～１億円以下	50人以下 50人超	150	(５号) １億円超 ～10億円以下 (６号) 1千万円超 ～１億円以下	50人以下 50人超	160 150
(５号) 前各号以外	—	8	(５号) 1千万円超 ～１億円以下 １千万円以下	50人超 50人以下	48	(５号) 1千万円超 ～１億円以下 １千万円以下	50人以下 50人超	120	(７号) 1千万円超 ～１億円以下 (８号) 1千万円以下	50人以下 50人超	130 120
			(６号) 前各号以外	—	16	(６号) 前各号以外	—	40	(９号) 前各号以外	—	50

２０ 年 度			２１ 年 度 ～		
区 分		税 率 千円	区 分		税 率 千円
資本金等の金額	従業員数		資本金等の金額	従業員数	
(１号) 次の各号以外	—	50	(１号) 次の各号以外	—	50
(２号) 1千万円以下	50人超	120	(２号) 1千万円以下	50人超	144
(３号) 1千万円超 ～1億円以下	50人以下	130	(３号) 1千万円超 ～1億円以下	50人以下	156
(４号) 1千万円超 ～1億円以下	50人超	150	(４号) 1千万円超 ～1億円以下	50人超	180
(５号) 1億円超 ～10億円以下	50人以下	160	(５号) 1億円超 ～10億円以下	50人以下	192
(６号) 1億円超 ～10億円以下	50人超	400	(６号) 1億円超 ～10億円以下	50人超	480
(７号) 10億円超	50人以下	410	(７号) 10億円超	50人以下	492
(８号) 10億円超 ～50億円以下	50人超	1,750	(８号) 10億円超 ～50億円以下	50人超	2,100
(９号) 50億円超	50人超	3,000	(９号) 50億円超	50人超	3,600

5. 税 務 機 構 一 覧

課 名	担当名	課 長	主 幹	主 査	職 員	計	事 務 分 掌
税 務 課	市 民 税	1	2	2	9		1. 市税（国民健康保険税を除く。）に関すること。 2. 固定資産の評価に関すること。 3. 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 4. 市税に係る諸証明に関すること。
	諸 税			1	4		
	土 地			1	6		
	家 屋			1	3		
	家屋・償却			1	5		
	計	1	2	2 4	27	2 34	
納 税 課	徴収第一	1	1	1	6		1. 市税並びにこれに付帯する督促手数料及び延滞金の徴収に関すること。 2. 市税の過誤納金の還付及び充当に関すること。 3. 納税の督促に関すること。 4. 市税の滞納処分及びその執行停止に関すること。 5. 市税の不納欠損処分に関すること。 6. 市税の徴収の嘱託及び受託に関すること。
	徴収第二			1	6		
	整 理			1	4		
	収納管理			1	3		
	計	1	1	1 3	19	1 24	
総 計		2	3	3 7	46	3 58	

基準日 平成26年8月1日

主 査 欄 は主幹兼務を表す

市 民 部	市 民 生 活 課
	市 民 課
	保 険 年 金 課
	税 務 課
	納 税 課